

犬を飼っている皆さんへ

生活環境課からのおお願い

犬の放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは茨城県条例で禁止されています。

最近、首輪をつけた犬が市役所に保護されることが数件ありました。生活環境課で各所に問い合わせをして該当がなく、また飼い主が現れないと、最終的に茨城県動物指導センターで処分されてしまうことがあります。

このようなことをなくすためにも、必ずつないで飼いまししょう。飼い犬の散歩は飼い主も一緒に、必ず引き綱をつけて行いましょう。

犬の脱出を防いで、迷子をなくしましょう。

飼い主宅を脱出した犬は、飼い主の知らないところで迷惑をかけていることも少なくありません。また、交通事故にあつて怪我をしたり、死亡することも



あります。迷子になって飼い主のもとへ戻れない犬も数多くいます。

▼脱出防止：鎖や檻の点検を。
▼迷子防止：飼い主のもとへ戻るためには迷子札や犬鑑札・注射済票を装着しましょう。

環境美化にとめましょう

愛犬の「ふん」の始末は飼い主の義務です。公共の場所（公園・道路など）や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。散歩にはかならずエチケット袋を持参しましょう。

犬小屋の周辺は清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

野良犬にエサだけを与えている人へ

ほかの野良犬が集まってきて集団化し、他人の畑を荒らしたり、人に危害を加えるような事に発展することがありますので、絶対にエサだけをあげることはやめてください。

エサを与えたいのであれば、登録・係留して責任を持って終生飼育をしてください。

犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう

生後91日以上の犬には、「登録」および「狂犬病予防注射」が義務付けられています。

■「登録」は犬の生涯に1回です。（登録すると『鑑札』が交付されます）

■「狂犬病予防注射」は、毎年1回です。（注射済票が交付されます）

飼い犬が死亡したり、住所や所在地が変更になった場合には、市役所への届出が必要になります。

■登録方法については、市が実施する集団予防接種の時や市内の動物病院で、狂犬病予防注射を受けると同時に登録をすることができま

す。市外の動物病院で受ける際は、動物病院が発行する狂犬病予防接種証明書をもって生活環境課へ来庁してください。

■登録手数料
犬の登録：2000円
注射済票発行：400円

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎ 21111（内線8137）

くらしのQ & A

ネット通販

携帯電話のネットショップでバッグを購入しましたが、届いたものを見ると、イメージしていた色と違いました。クーリング・オフできますか。（20代女性）

A インターネットを利用して商品を購入するネット通販は、パソコンや携帯電話で簡単に利用することができ、購入前に実際に商品を手にとって見ることができないので、サイズが合わない・イメージと違うなどのトラブルがおきやすいものです。ネット通販は「通信販売」の一つですが、「通信販売」にはクーリング・オフ制度はありません。ただし、返品可否や条件について、必ず広告に表示するよう定められています。

表示がない場合は、商品の引渡しを受けた日から8日以内であれば、消費者が送料を負担して返品することができます。

注文は、返品ルールを確認してから

Q 表示がある場合は、それぞれのショップの返品ルールに従うことになり、返品不可と表示があれば、基本的に返品ができないため、注意が必要です。

注意書きをよく読まずに「気に入らなかつたら返品すればいい」などと軽い気持ちで注文し、「返品・交換ができない」というトラブルがおきています。

注文する前に、詳しい契約の内容や返品のルールについて、必ず確認するようにしましょう。

問 市消費生活センター（谷和原庁舎1階） ☎ 3288